

第 章 疑似患畜決定後の作業

第1 疑似患畜決定後の作業

1 疑似患畜決定の公表（プレスリリース）等

疑似患畜決定の公表については、県防疫対策本部が、動物衛生課と公表内容、今後の防疫方針について、協議したうえで原則として国と県が同時に公表を行う。発生農場の所在地を管轄する市町長への通報、関係団体、九州各県への通知、報道機関へ対し防疫措置の情報提供及びまん延防止のための取材自粛要請等は県防疫対策本部が行う。

【留意事項】

マスコミ等への情報提供については、本庁一括（農政課、畜産課）にて行われる旨回答し、現地での取材は受け付けない。

2 制限区域内農家等への周知及び指導

疑似患畜決定後、県防疫対策本部が制限区域（移動制限区域：発生農場から3km 以内、搬出制限区域：10km）を設定したときは、家保は電話により、速やかに制限区域内のすべての家きん飼養農場へ次のことを周知する。

発生の概要

農場が制限区域内に入ること

今後の防疫措置

制限内容

飼養衛生管理基準の徹底

3 通行の制限又は遮断

- ・ 現地防疫対策本部は、法第 15 条の規定に基づき、疑似患畜決定後速やかに、管轄警察署及び市町の協力を得て、必要に応じ発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。
- ・ 市町は、市町道の使用許可の調整及び通行の制限又は遮断のための動員について協力する。
- ・ 通行の制限又は遮断を行うポイントにおいては、制限を行う旨及びその理由を掲示するとともに、ロープ等により明確に識別できるようにする。

【留意事項】

- ・ 通勤、通学、医療・福祉等のための通行については、消毒を行ったうえで認めることとする。
- ・ 法に規定されている 72 時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合は、必要な通行の制限が実施できるよう道路管理者等と協議を行う。

第2 家きん及び汚染物品の評価

1 評価人の選定（家伝法第58条5項）

家伝法第58条第5項の規定に基づき、家保は、評価人を選定する。評価人については以下のとおり

○評価人

家畜防疫員（農場防疫責任者）1名	1名
家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事する者（市町畜産担当）	1名
地方公務員以外の者で、畜産業に経験のある者（畜産団体職員）	1名

・評価人依頼は、簡易検査陽性時点で、「評価人動員要請書」（報告様式添付）をFAXで送信して電話確認を行う。

2 評価人の集合時間及び業務開始時間

- ・農場防疫責任者は、殺処分前に評価班として業務を行い、その後発生農場全体の防疫作業を総括することとなっている。
- ・殺処分される家きん及び汚染物品等に対する手当金を交付するため、適切に評価を行うことが必要である。なお、効率的な評価を実施するため、農場防疫責任者は、すでに異常通報で農場に立入りしている家畜防疫員に飼養管理台帳（繁殖台帳）の確認や家きん舎ごとの羽数、日齢、導入日、導入金額（伝票）等の評価準備を指示する。

3 と殺前における評価物の確認・記録

評価人は、評価対象物品を確認し、「家きん等評価記録票」に記録し、農場防疫責任者は、それら記録票をもとに「評価に係る物品等調査票」を作成する。

（1）家きん等（疑似患畜確定時の羽数）

評価に先立ち畜主に評価羽数の根拠となる飼養管理台帳等の提出を求め、飼養羽数の確認を行う。また、と殺の対象となる代表例を写真撮影する。

（2）汚染物品

飼料：疑似患畜確定時に残った飼料の数量を確認する。

ア 飼料タンク：疑似患畜確定時の残量を記録。写真撮影する。

イ 紙袋飼料：商品名、包装単位及び数量を記録。写真撮影する。

ウ その他：ワクチン、飼料添加剤、ビタミン剤等の商品名、包装単位及び数量を記録し、写真撮影する。

その他

堆肥（商品）、肥料等写真撮影して記録に残す。

4 防疫指針に基づく評価の方法

（1）家畜の評価額は、患畜等であることが確認される直前の状態についてのもの

とし、当該家畜が患畜等であることは考慮しないものとする。

- (2) 評価額の算出は、原則として、当該家きんの導入価格に、導入日から患畜等であることが確認された日までの期間の生産費（購入伝票、過去の農場成績及び統計データ等を用いて算出する。）を加算して行う。
- (3) 殺処分に先立ち、家きんの評価額算定の参考とするため、対象となる代表的な個体について、体格がわかるように月齢毎、畜舎ごとに区分して写真を撮影する。
- (4) 手当金申請添付資料として、各汚染物品の内容や数量がわかるように写真を撮影する。

【評価人動員要請書（市町長あて）】

〇〇県北振家保号外
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市（町）長 様

長崎県県北家畜保健衛生所長

鳥インフルエンザ防疫作業に係る家畜等評価人
の動員要請について

〇〇月〇〇日、貴市（町）の 羽飼養の農場で鳥インフルエンザ疑い事例が発生し、簡易検査を実施したところ、陽性が確認されました。今後、遺伝子検査を実施する予定です。

遺伝子検査が陽性（疑似患畜決定）後に、農場での防疫措置を開始しますが、その際の家畜等の評価に必要な人員を確保するため、貴市（町）所属における協力可能な職員の所属及び氏名等について、別紙様式により〇〇月〇〇日〇〇時までにメール又はファックスにて、ご報告いただきますようお願いいたします。

なお、日頃から健康に不安を抱える方は、動員の対象外として下さい。

記

- 1 作業時間：〇〇月〇〇日
- 2 作業内容：殺処分される家きん等及び飼料等汚染物品の評価
- 3 必要人数：1名
- 4 集合場所及び集合時間：別紙のとおり

長崎県県北家畜保健衛生所 担 当：〇〇 T E L：0956-48-3831 F A X：0956-48-3832
--

【評価人動員要請書（畜産団体又は個人あて）】

〇〇 県北振家保号外
令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇 様

長崎県県北家畜保健衛生所長

鳥インフルエンザ防疫作業に係る家畜等評価人
の動員要請について

〇〇月〇〇日、〇〇市（町）の 羽飼養の農場で鳥インフルエンザ
疑い事例が発生し、簡易検査を実施したところ、陽性が確認されました。
今後、遺伝子検査を実施する予定です。

遺伝子検査が陽性（疑似患畜決定）後に、農場での防疫措置を開始しま
すが、その際には家畜等の評価を行う必要があります。

このことから、あなたを評価人として選定いたしますので、ご理解とご
協力をよろしくお願いいたします。集合場所及び集合時間については、別紙に
示しておりますので確認していただき、別紙様式により〇〇月〇〇日〇
〇時までに、ファックスにて、ご報告いただきますようお願いいたします。

記

- 1 作業時間：〇〇月〇〇日
- 2 作業内容：殺処分される家きん等及び飼料等汚染物品の評価
- 3 集合場所及び集合時間：別紙のとおり

長崎県県北家畜保健衛生所 担 当：〇〇 T E L：0956-48-3831 F A X：0956-48-3832
--

【評価人動員要請書（報告様式）】

（別紙）

1 集合場所及び集合時間

1) 集合場所：〇〇市〇〇町〇〇番地〇

〇〇市総合体育館（電話：_____）

2) 集合時間：〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇

2 評価人動員者名簿

返信先：長崎県北家畜保健衛生所

F A X : 0 9 5 6 - 4 8 - 3 8 3 2

報告者氏名：_____

報告時間：_____

所 属	役 職	評価人氏名	年齢	備 考
				携帯電話番号を記入 下さい。

【家きん等評価記録表票】

年 月 日

家きん等評価記録票

所属

氏名

(農業団体名)

(市町名)

県北家畜保健衛生所

■ 評価対象の状況

	入雛日	飼養羽数	処分卵数	汚染物品種類	数量	写真撮影	備考
鶏舎1							
鶏舎2							
鶏舎3							
鶏舎4							
鶏舎5							
鶏舎6							
鶏舎7							
鶏舎8							
鶏舎9							
鶏舎10							
鶏舎11							
鶏舎12							
鶏舎13							
鶏舎14							
鶏舎15							

汚染物品種類として飼料タンク残量、紙袋飼料、薬品等種類を記載

■ 評価に必要な根拠書類

チェック項目		有	無
1	素雛の購入価格を証するもの（伝票等）の有無		
2	飼料購入費を証するもの（帳簿・伝票等）の有無		
3	飼養期間内における当該農場における光熱費を証するもの（帳簿・検針票等）の有無（過去発行されており、当該期間分について発行されることが、予測されれば可）		
4	飼養期間内に使用した医薬品価格を証するもの（帳簿・伝票等）の有無		
5	産卵（出荷卵）数を証するもの（帳簿・出荷伝票等）の有無		

・各証拠書類については、可能な限り写真にて記録すること

・1～4において、「無」のチェックが入る場合は、販売元を確認し、現地防疫対策

本部（家保）へ連絡。家保は販売金額確認可能か販売元に確認すること。

本票は評価に必要な資料の有無を確認するものであり、本票にて確認した資料を後日提出してもらったうえで評価計算を行う。

【評価に係る物品調査票】

1	調査年月日					
	令和	年	月	日	時	分
2	調査者（対応者：所属					氏名
	所属					氏名
	所属					氏名
	所属					氏名
	所属					氏名
3	評価内容（品名、規格、数量等、その他開封済or未開封等記載）					
4	備考					

< 参考 > 防疫指針記載内容

(別紙2)

家きんの評価額の算出方法

1 肉用鶏

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

(2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

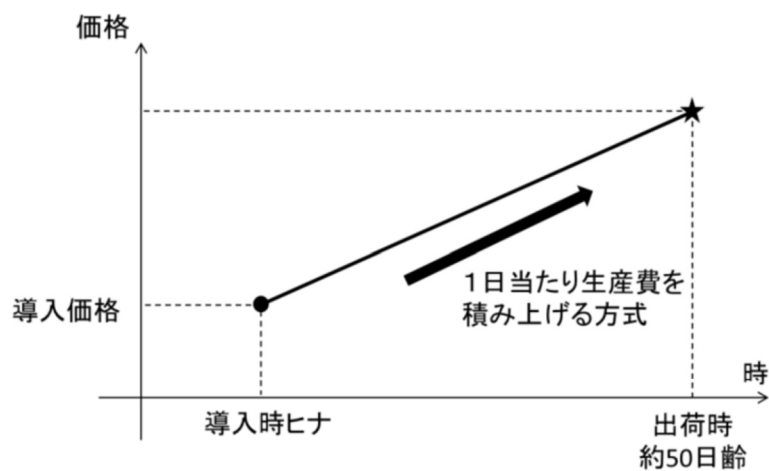
- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費(水道・光熱費、医薬品費等)、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

【例】肉用鶏(ブロイラー)を出荷時(50日齢)で評価

導入価格 (1日当たりの生産費 × 育成日数)

75円(肉用鶏初生ひな平均購入価格) + 9円(H22年度鳥フル発生時の1日当たりブロイラー生産費単価平均) × 50日 = 525円

肉用鶏
(ブロイラー)



2 採卵鶏

【産卵能力の最盛期まで】

(1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

(2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 1日当たりの生産費は、帳簿により確認した飼料費、物材費（水道・光熱費、医薬品費等）、設備消耗費及び人件費等を基に算定した当該農場における1日当たりの生産費とする。
- ③ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

【産卵能力の最盛期から廃用時まで】

(1) 評価額の基本的な算定方法

産卵最盛期価格－（1日当たりの減損費×産卵最盛期からの飼養日数）

(2) 産卵最盛期価格及び1日当たりの減損費の算定方法

- ① 産卵最盛期価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 産卵最盛期までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

なお、産卵最盛期日齢は210日齢とし、品種等によりこれと大きく異なる場合には、当該品種の産卵最盛期の日齢を利用する。

- ② 1日当たりの減損費については、次により算定する。

（産卵最盛期価格－廃鶏出荷時平均価格）÷（廃鶏出荷平均日齢－産卵最盛期の日齢）

なお、廃鶏出荷時平均価格及び廃鶏出荷平均日齢は、当該農場の帳簿等により算定する。

【例】採卵鶏を産卵最盛期（約210日齢）で評価

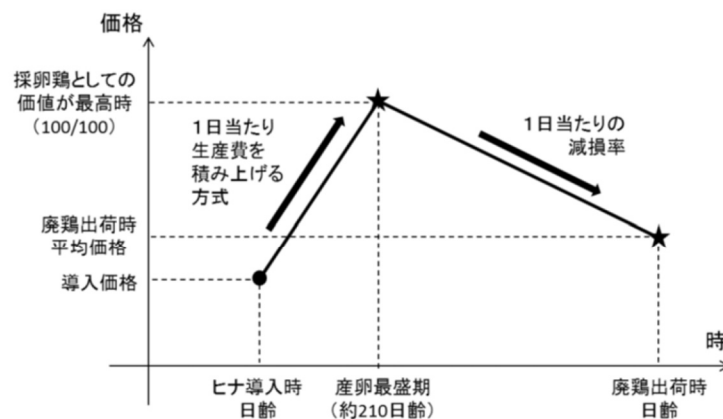
導入価格（120日齢）

（1日当たりの生産費×育成日数）

933円（卵用鶏大ひな平均購入価格）＋6円（H22年度高病原性鳥インフルエンザ発生時の1日当たり採卵鶏生産費単価平均）
×（210日－120日）＝ 1,473円

採卵鶏

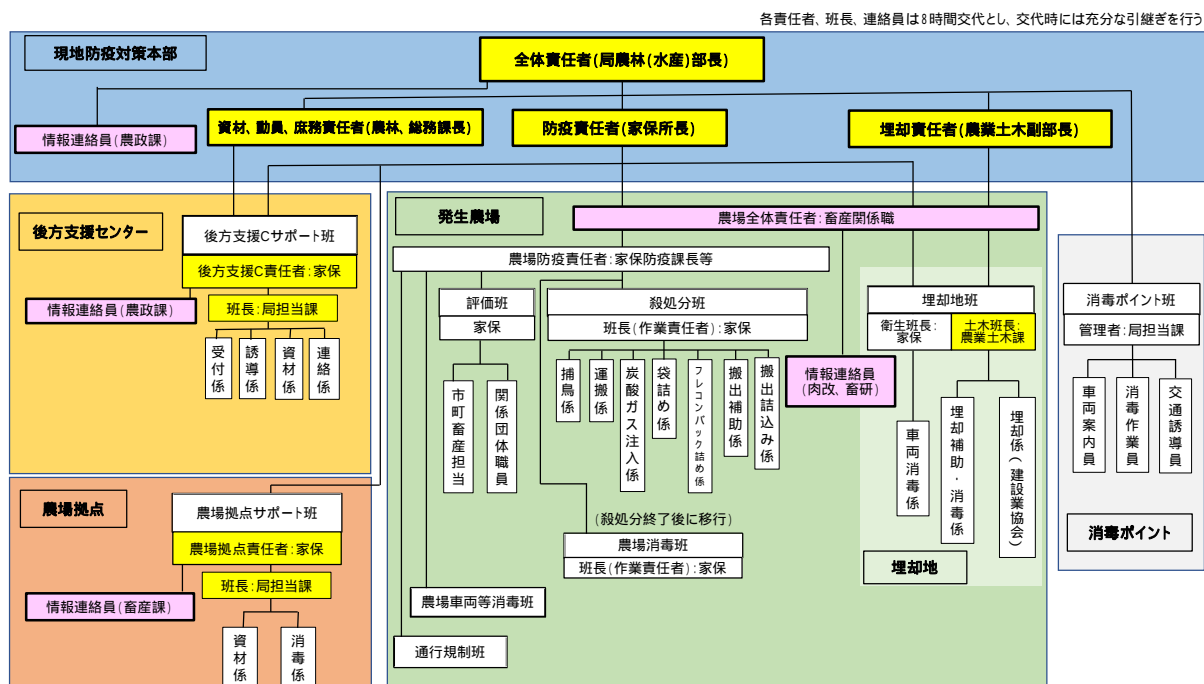
（レイヤー）



※ 本文中の生産費及び生産費に係る統計指標については、基本的に各都道府県独自が算定する直近年度のものとし、都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数値を活用することとする。

第3 発生農場における防疫体制

1 現地の防疫体制



(1) 現地防疫対策本部

全体責任者	県北振興局農林部長
防疫責任者	家保所長
資材、動員、庶務責任者	北部地域普及課長(資材) 振興局総務課長(動員、庶務)
埋却責任者	振興局農業土木副部長

(2) 発生農場(埋却地含む)

農場全体責任者	畜産関係職(本庁動員)
農場防疫責任者	家保
殺処分班長	家保
埋却地班衛生班長	家保
〃 土木班長	土地改良課
評価班長	家保

(3) 後方支援センター

後方支援センター責任者	家保
〃 班長	農業企画課

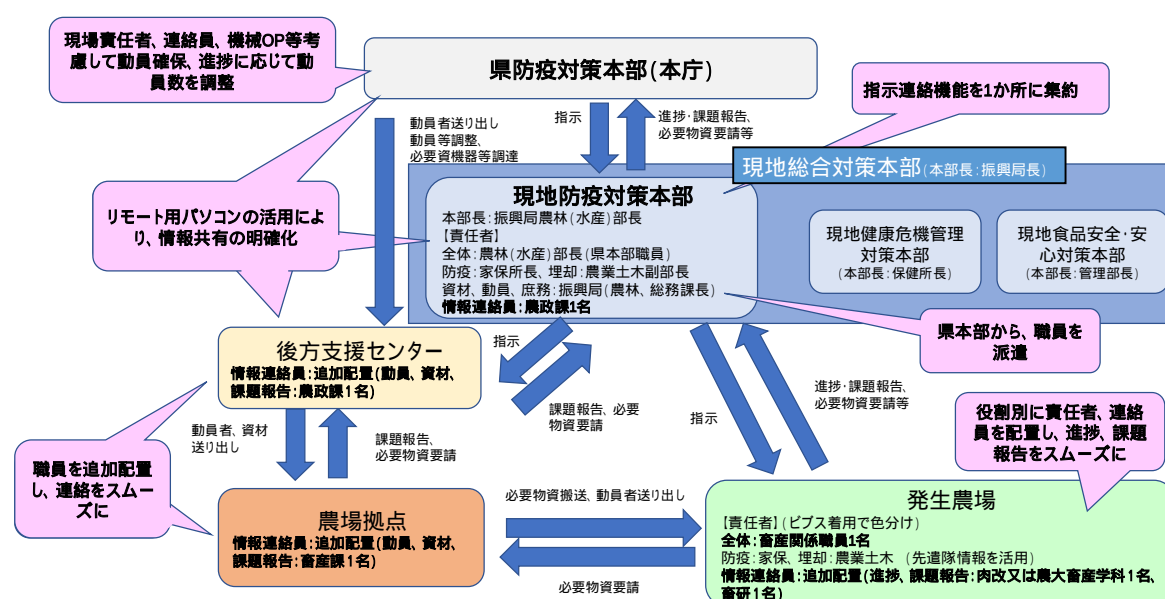
(4) 農場拠点

農場拠点責任者	家保
〃 班長	局動員者から責任者が指名

(5) 消毒ポイント

消毒ポイント管理者	南部地域普及課
-----------	---------

2 情報伝達・共有体制



○情報連絡員（本庁動員）は、後方支援センター、農場拠点、農場、埋却地に配置する。

○各作業に関する作業現場と現地防疫対策本部並びに県防疫対策本部との作業情報伝達については、情報連絡員を通じて行う。

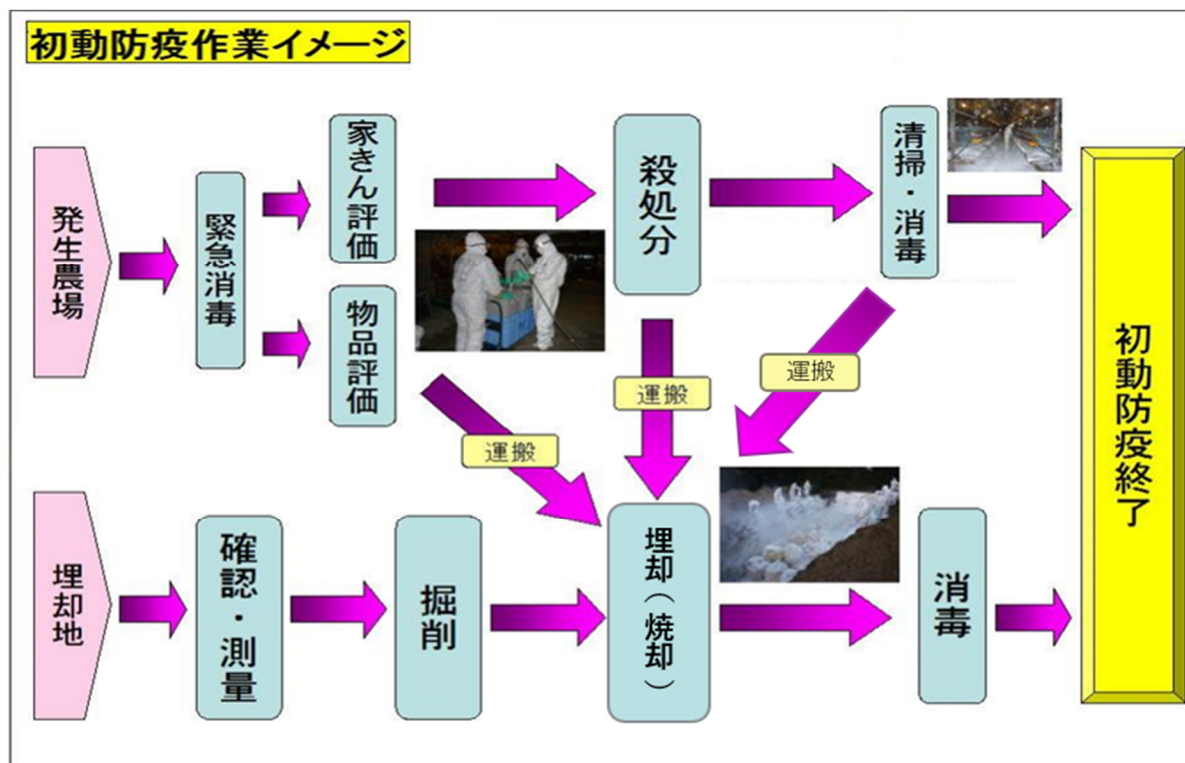
配置場所	所属等	人数	作業時間 /クール	ビブス
後方支援センター	農政課	1名	8時間	青色
農場拠点	畜産課	1名		青色
農場	肉改C又は農大	1名		青色
埋却地	畜産学科、畜研	1名		青色

○関係する情報

- ・後方支援センター：作業進捗状況、動員、バス運行、資材、課題等
- ・農場拠点：動員、バス運行、資材、課題等
- ・発生農場：作業進捗状況、動員、資材、課題等
- ・埋却地：作業進捗状況、動員、資材、課題等

第4 発生農場における防疫作業（殺処分・農場清掃消毒作業）

疑似患畜決定後、家畜防疫員は防疫作業に先立ちと殺指示書（指針別記様式7）を家さんの所有者に交付する。その後、発生農場において、緊急消毒、家さん・物品の評価、殺処分、焼埋却、清掃消毒の行程で（下図参照）防疫措置を行う。



■ 防疫作業の時間的目安（国防疫指針）

肉用鶏 5～10 万羽、採卵鶏 3～6 万の飼養規模を想定した目安時間

殺処分終了 疑似患畜確定から 24 時間以内

埋却処理終了 " 72 時間以内

【留意事項】

- ・農場・埋却地の責任者、班長、情報連絡員は必ずビブスを着用し、周囲から識別できるようにする。
- ・作業班長は、拡声器を使用し、作業班員に分かり易く作業内容を説明する。
- ・作業班長は、作業者に時間が分かるように農場内に時計を設置する。情報連絡員と協力し、概ね 30 分間隔で時間をアナウンスする。
- ・作業班長は、作業の進捗状況も随時説明する。

【農場全体責任者の役割】

- ・農場防疫責任者と協力して、発生農場における防疫作業の進捗管理を行う。
- ・農場防疫責任者が防疫作業に集中できるよう、農場で発生した問題・課題について、現地防疫対策本部、県本部防疫対策本部と連携し解決に向けて対応する。

【農場防疫責任者】

- ・防疫計画に基づき、発生農場の防疫作業を班長とともに総括・指示する。
- ・農場全体責任者と協力して、発生農場における防疫作業の進捗管理を行う。
なお、作業進捗等の連絡については、情報連絡員を通じて行う。
- ・現地防疫対策本部との連絡・調整を行う。
- ・発生農場で使用する資材の在庫を管理し、不足資材について資材班に確保要請する。

と殺指示書

番 号
令和 年 月 日

殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員 〇〇 印

あなたが所有する(管理する)次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)の患畜(疑似患畜)と判定されたので、家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家きんの所在する場所

家きんの種類及び羽数

記

1 と殺を行う場所

2 と殺の方法

3 その他

(備 考)

1 この指示については、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)により審査請求をすることはできません。

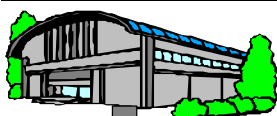
2 この指示に違反した場合には、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。

3 この指示によりと殺された家きんについては、家畜伝染病予防法第 58 条第 1 項及び第 2 項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別交付金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

●防疫作業者の一日の流れ

後方支援センター



(バス等で移動)

農場拠点



受付

私物は手荷物用袋に名前と所属を書いて、受付に預ける

健康調査

事前に配布した問診票に可能な限り記入し、持参すること

医師の診察（ で必要と判断された者のみ）

防護服に着替え（2枚重ねて着用） サンドルに履き替える
外側の防護服の胸・背中にマジックで「所属」「名前（姓）」「作業班名」「班（複数班ある殺処分班と農場消毒班のみ）」を記入
着ていた衣服や携帯品を袋に入れ、責任者（受付係）に預ける

当日の作業内容の説明を受ける

マスク、キャップ、ゴーグル、手袋、長靴等を受け取る
資材を装備する（保健所による着衣指導あり）

農場へ移動



薄手のゴム手袋



厚手のゴム手袋



キャップ



ゴーグル



N95 マスク



長靴



防護服

農場・埋却地での作業



農場内での作業前に作業内容の説明を受ける

農場防疫責任者及び班長の指示により殺処分、埋却、清掃消毒等の作業を実施

殺処分及び清掃消毒作業については、4時間作業とし、班長の指示で作業状況により適宜農場内で休憩する。（1時間毎に1回を目安とする。）

作業終了後、農場を出る際は、必ず全身消毒を受ける。



農場拠点



農場拠点に入る前に、再度全身消毒を受ける。

保健所の指導に従い脱衣

ゴーグル、長靴は再利用のため指示された場所に返却

手洗いを実施

新しい防護服（移動用）に着替える。

ゴムスリッパに履き替え退場

（バス等で移動）

後方支援センター



受付で確認を受ける。

預けた荷物を受け取り、着てきた衣服に着替える。

必要に応じ医師の診察

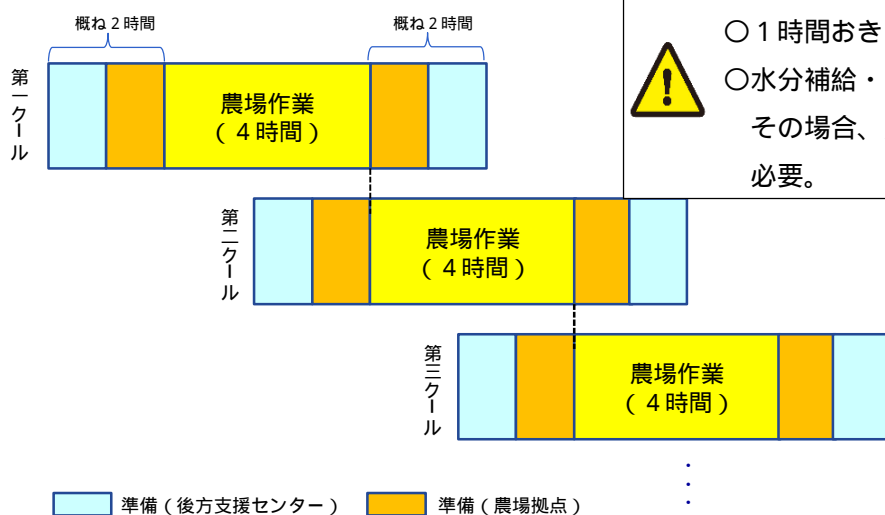
防護服着脱が不適の場合、医師の診察後、タミフルの予防的投与
帰宅

自宅・職場等

・衣類の洗濯、入浴（特に入念に洗髪）を行う。

農場防疫作業班作業ローテーション

（殺処分作業・農場清掃・消毒作業、埋却補助作業）



- 1 時間おきに農場内での休憩時間を設ける。
- 水分補給・トイレ休憩は必要に応じて設ける。
その場合、農場外となるため、防護服の脱着が必要。

1 殺処分

(1) 班体制

- 殺処分班に係る担当業務及び割当人数

班長	1 名
捕鳥係	6 名
運搬係	8 名
炭酸ガス注入係	1 名
袋詰め係	5 名
(うち結紮)	(2 名)
(うち消毒)	(1 名)
(うち搬出)	(2 名)
フレコンバッグ詰め係	4 名
(うち詰め)	(3 名)
(うち記録)	(1 名)
搬出補助係	1 名
合計	2 5 名

埋却地が農場敷地外の場合は別に搬出同行（家畜防疫員等）1 名が必要。
搬出積込係として、業者 3 名（重機 1 名、トラック 1 名、玉掛け作業員
1 名）が必要。（業者との事前協議が必要）

【殺処分班長の役割】

- ・ 必要資材の確認
防疫作業開始前までに必要な資材が搬入されていることを確認する。
- ・ 作業動線の確認
先遣隊からの情報をもとに台車のルート、炭酸ガスの注入場所、殺処分鶏の袋詰め・フレコンバッグ詰め場所を設定。また、殺処分鶏等を埋却地まで運搬する作業動線についても設定する。
- ・ 必要資材の配置
作業動線の設定に基づき、必要資材をそれぞれの作業場所に配置する。
- ・ 作業班員に拡声器を使用し、分かり易く作業内容を説明する。
- ・ 農場所所有の重機の確認及び農場主へ防疫作業への協力要請する。
農場所所有の重機を有効活用する。防疫作業開始前に農場所所有の重機を確認し、必要に応じ農場主へ重機の利用及び防疫作業への協力（重機の運転等）を要請する。
- ・ 適宜、作業班員の休憩時間を設ける。

【農場拠点を農場から離れた場所にしか設置できない場合の対応】

・農場隣接エリアに簡易拠点を設置

必要最小限の資材と1班25名程度が休憩をとれるスペースを確保

トイレや飲水休憩時の防護服の脱着指導を行う。接エリアに簡易拠点を設置

必要最小限の資材と1班25名程度が休憩をとれるスペースを確保

トイレや飲水休憩時の防護服の脱着指導を行う。

・必要な設備

テント、暖房器具、簡易トイレ、脱着サポート（少人数）

【留意事項】

○トイレ等で農場拠点に移動後に農場に再入場する場合は、「所属」「氏名」「作業班名『殺』など」「班『A班』など」を記入。

(2) 殺処分作業

捕鳥係の作業 (採卵鶏)



ケージから鶏を引き出し、ペール缶に収容 (10羽)

運搬係の作業 (採卵鶏)



ペール缶に収容 (10羽) した鶏を台車で炭酸ガス注入場所まで運搬

捕鳥係の作業 (肉用鶏)



コンパネで囲いを作り捕鳥する。
ペール缶に収容 (10羽)

運搬係の作業 (肉用鶏)



ペール缶に収容した鶏を台車で炭酸ガス注入場所まで運搬

炭酸ガス注入系の作業



ペール缶と蓋の隙間から炭酸ガスを注入
(5秒間以上)
鶏は、ガス注入後約1分で死亡

袋詰め系の作業



殺処分した鶏を必ず10羽ずつビニール袋
に入れる。袋の口を結紮後、消毒し搬出

フレコンバッグ詰め系の作業



フレコンバッグに死亡鶏を10羽収容した
ビニール袋を15袋投入
(投入羽数は記録を作成のこと)

殺処分羽数の記録

記載例

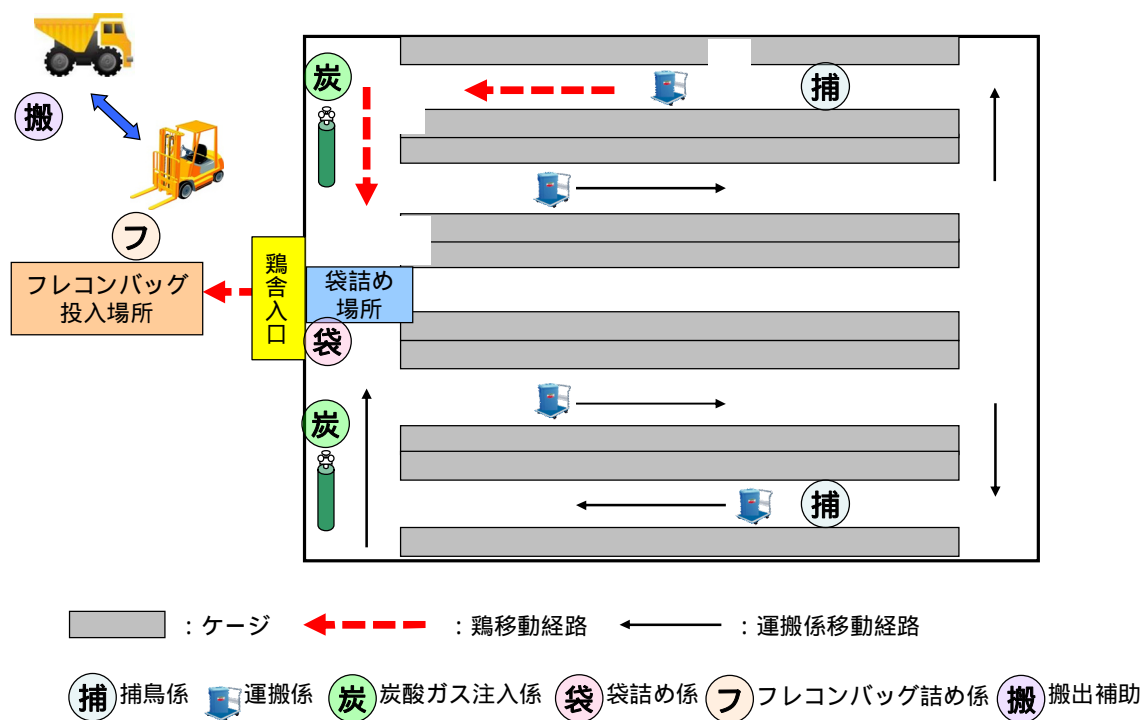
殺処分羽数報告書 (第1陣、2クール)				
対象家畜・方法:	鶏	1袋当たりの羽数		
ステージ(鶏):	肉用鶏 (採卵鶏、ひな)	10羽		
鶏舎番号:	3号鶏舎	作業中	殺処分完了)	
記録者: 所属	〇〇振興局 課	氏名:	□□	□□
提出日時:	〇月 〇日 〇時 〇分			
正	正	正	正	正
正	正	正	47	50
55	60	65	70	75
100	110	115	120	125
130	135	140	145	150
155	160	165	170	175

殺処分鶏が入ったビニール袋(10羽収容)を数を正の字で記録する

10羽未満の羽数を記入

1時間ごとに班長へ提出

作業配置図（参考：ケージ飼養）



搬出補助係の作業 （フレコンバッグ詰め係も協力）



フレコンバッグをトラックへ積載する際の補助（ブルーシートかけ等）



クレーン作業時の安全確認補助（フレコンバッグの積込みはクレーンで実施）

2 清掃・消毒等の作業

殺処分終了後に、鶏卵の処分（採卵鶏）、飼料の処分、鶏糞除去、堆肥除去を行い、その後、鶏舎消毒、農場敷地消毒を行う。

鶏舎施設の構造や、内部の状況（鶏糞の量等）によって、各種作業を分担して行う。

（1）班体制

- ・ 1 班 25 名（班長の指示により、各種作業を分担する。）

鶏舎施設の構造や内部の状況（鶏糞の量等）により、作業工程が変わるので班長は効率的な作業が行えるよう、各種作業について明確に指示する。

（2）清掃・消毒作業

○ 鶏卵の処分

自動集卵装置付き農場



鶏卵トレイ

作業分担の一例（状況に応じ変動）

- コンテナ詰め係：6名
- 集卵もれ確認係：2名
- フレコンバッグ詰め係：4名

- コンテナ詰め係は、自動で集まってきた鶏卵を農場の鶏卵専用トレイに詰め、トレイをコンテナに収容する。
- 集卵もれ確認係は、ケージ等に引っ掛かって自動集卵されない鶏卵を集卵ベルトの上のせる。
- フレコンバッグ詰め係はトレイの数量で鶏卵数を記録し、トレイから鶏卵を取り出しポリ袋（二重）に入れ、結紮バンドで封をする。
- ポリ袋の表面を消毒後、鶏舎出口でフレコンバッグに収容する。



自動集卵装置なし農場（手作業）



作業分担の一例（状況に応じ変動）

- コンテナ詰め係：6名
- フレコンバッグ詰め係：4名

- コンテナ詰め係は、ケージ前の鶏卵を手作業で回収し専用トレイに詰め、トレイをコンテナに収容する。（農場備え置き資材の内容により対応が異なる）
- コンテナ詰め係は、鶏卵を回収しながら、台車で鶏舎出入口まで運搬する。
- フレコンバッグ詰め係はトレイの数量で鶏卵数を記録し、トレイから鶏卵を取り出しポリ袋（二重）に入れ、結紮バンドで封をする。
- ポリ袋の表面を消毒後、フレコンバッグに収容する。



鶏卵トレイ



○ 飼料の処分（飼料タンク）



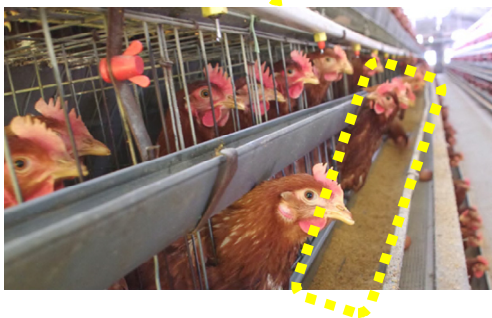
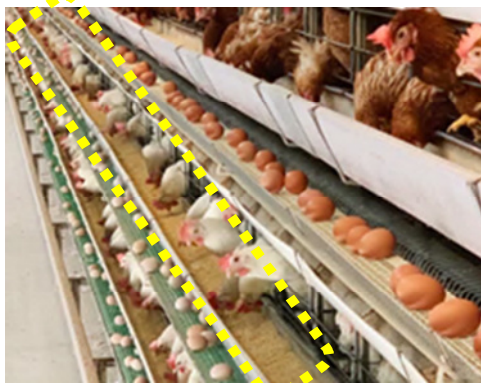
作業分担の一例

タンクー基当り2名（状況に応じ変動）

- 飼料タンク排出口下にフレコンバッグを設置
- 排出口から飼料を出し、フレコンバッグに受け入れる。
- タンク下からフォークリフト等で引き出し可能な容量にとどめる。
- フォークリフト等により飼料タンク下から引き出す。

飼料タンク下部と地面との距離が狭い場合は、フレコンバッグはタンク下ではなく、タンク下から離れた場所にフレコンバッグスタンドにより設置し、コンテナ等で一旦受けて、フレコンバッグに投じる。
この場合はタンク1基当り3名。（状況に応じ変動）

○ 飼料の処分（飼槽残り餌）



殺処分完了後に行います。

鶏舎の規模に応じて必要な人員を配置する。

- 飼槽に残った飼料を手作業で床にこぼす。
こぼした飼料は、鶏糞と一緒に搬出する。

○ 鶏糞除去と鶏舎の洗浄・消毒

鶏糞除去（低床式鶏舎）



- 農場所所有の機械を有効に活用する。
- 農場従業員にも積極的に防疫作業に対応してもらう。
- また、機械操作資格者を有する農林関係職員も機械操作を行う。
- 機械だけでは除去できない、ケージ下等については、かき板、スコップ等による人力の作業が必要になる。

そのまま石灰を散布し、ブルーシートで覆い堆肥化させることも防疫指針では認められている。状況に応じ堆肥化処理も検討。



鶏糞除去（低床式鶏舎）



作業分担の一例（状況に応じ変動）

- ・かき板係：6名
 - ・スコップ係：6名
 - ・竹箒係：3名
 - ・一輪車係：3名
- かき板係及び竹箒係は、鶏舎に残った鶏糞をかき集める。
 - スコップ係は、かき集めた鶏糞を一輪車に乗せる。
 - 一輪車係は、鶏舎入口に鶏糞を運搬する。

○鶏糞除去

フレコンバッグ投入



- フレコンバッグへの投入が効率的にできるようフレコンバッグスタンドを備蓄済み。
- ローダーバケットからフレコンバッグへ投入する際のかき出し作業、またこぼれた鶏糞の回収作業が必要。

農場敷地内に埋却地がある場合には、フレコンバッグに収容せず、そのままトラック荷台に直積み搬送し、埋却溝へ投入する。（状況を見て判断する。）

状況に応じて人員を配置

- ・かき板係
- ・スコップ係
- ・竹箒係

○ 鶏糞除去

(肉用鶏鶏舎)



- 農場所所有の機械を有効に活用する。
- 農場従業員にも積極的に防疫作業に対応してもらう。
- また、機械操作資格者を有する農林関係職員も機械操作を行う。
- かき板、スコップ、竹箒等で残りを除去する。

状況に応じて人員を配置

- ・ かき板係
- ・ スコップ係
- ・ 竹箒係

- フレコンバッグに収容する。
農場敷地内に埋却地がある場合には、フレコンバッグに収容せず、そのままトラック荷台に直積み搬送し、埋却溝へ投入する。(状況を見て判断する。)
そのまま石灰を散布し、ブルーシートで覆い堆肥化させることも防疫指針では認められている。
状況に応じ堆肥化処理も検討。(堆肥舎内の堆肥についても同様の方法を検討。)

○ 鶏糞搬出 (堆肥舎内の堆肥を含む)



- 埋却地が農場敷地外の場合は、搬送中の漏出を防止するためフレコンバッグに収容するか、直積みする場合は、荷台にブルーシートを設置し、鶏糞を下から包み込むようにパッキングする。
- スコップ係及び竹箒係は、重機で鶏糞をトラック荷台に積込む際にこぼれた鶏糞を集める。

作業分担の一例 (状況に応じ変動)

- ・ ブルーシート係：2名
- ・ スコップ係：3名
- ・ 竹箒係：2名

- 埋却地が養鶏場敷地内にある場合は、ダンプトラックに直積みし搬送する。



○ 鶏舎の洗浄・消毒



(採卵鶏鶏舎)



- 動力噴霧器で床面・壁面にこびりついた鶏糞等に消毒液を散布し、デッキブラシで擦り取る。
- その後、鶏舎内全体（床面・壁面・天井）を十分に消毒する。

状況に応じて人員を配置

- ・ 動力噴霧器ノズル係
- ・ 動力噴霧器ホース係
- ・ デッキブラシ係
- ・ 水タンク係

ノズル係：ノズルをもって消毒薬を噴射し、洗浄・消毒を行う。

ホース係：ノズルにつながるホースの誘導を行う。

デッキブラシ係：床面・壁面にこびりついた鶏糞等を除去する。

水タンク係：給水ホースが消毒液中に浸かっているかの確認

排水ホースが消毒液タンク内にあるかの確認

消毒薬タンクの交換

水の補給、消毒薬の調整（500倍希釈）

- 前回の発生時対応の反省を踏まえ、水の確保を図る。（消火栓の活用等）

○ 鶏舎の洗浄・消毒

(肉用鶏鶏舎)



- 動力噴霧器で床面・壁面にこびりついた鶏糞等に消毒液を散布し、デッキブラシで擦り取る。

- その後、鶏舎内全体（床面・壁面・天井）を十分に消毒する。

状況に応じて人員を配置

- ・ 動力噴霧器ノズル係
- ・ 動力噴霧器ホース係
- ・ デッキブラシ係
- ・ 水タンク係

- 前回の発生時対応の反省を踏まえ、水の確保を図る。

【平時に確認しておくこと】

- 水源の確認（農場で確保できない場合は、消火栓や農業用ため池等を確認）
- 動力噴霧器、水タンクの所有台数
- 排水溝

○農場敷地の消毒（消石灰散布）



- 一輪車等で袋詰め消石灰を運び、適当な場所で開封し袋をひっくり返す。
- 山積みになった消石灰を竹箒で広げる。
- 省力化のため、石灰散布機を配備。機械と人力による二本立てで作業を行う。



○器具機材の洗浄・消毒



- 殺処分、清掃・消毒で使った器具機材を動力噴霧器、デッキブラシ、たわし等を用いて清掃・消毒を行う。（建設業協会で調達した機械類は除く。）

(3) 車両等の消毒作業

殺処分、清掃・消毒班とは別に、農場入口 1 か所あたり 2 名配置。動力噴霧器にて、下記の消毒を実施する。

- ・農場に入退場する車両を消毒する。車両の消毒は、車体全体を消毒し、特にタイヤ周りや荷台の泥等を洗い流すようにする。
- ・農場から退場する防疫作業員（作業時間終了時、トイレ等一時退場含む）の防護服及び長靴を消毒する。防疫作業員に足をあげてもらい、長靴の底の泥も落とすようにする。
- ・殺処分、清掃・消毒で使用した器具機材を消毒する。泥や消石灰等が付着している場合は、デッキブラシ、たわし等を用いて可能な限り洗い流す。

(4) 経過報告

殺処分羽数の確認

- ・殺処分羽数については、殺処分班（記録係）が「殺処分羽数記録表」を用いて記録し、1 時間毎に殺処分班長が確認、農場防疫責任者に報告する。
- ・農場防疫責任者は、農場全体の殺処分羽数を「殺処分羽数報告票」に記録し、情報連絡員を通して現地防疫対策本部、農場拠点、後方支援センター、埋却地拠点の各作業場所に 1 時間毎に電話連絡する。

農場清掃・消毒作業状況の確認

- ・発生農場の農場清掃・消毒状況については、農場防疫責任者が「清掃消毒報告票」を用いて記録し、情報連絡員を通して、進捗状況を 1 時間毎に各作業場所に電話連絡する。

農場防疫計画の進捗状況報告

- ・現地防疫対策本部は、情報連絡員からの報告を取りまとめ、農場防疫計画書に防疫作業の進捗状況を記録し、県防疫対策本部に報告する。

汚染物品の報告

- ・汚染物品（評価対象）については、農場防疫責任者が各「汚染物品報告票」を用いて記録し、必要に応じ現地防疫対策本部へ報告する。

【殺処分羽数記録表】

（記録者→殺処分班長→農場防疫責任者）

殺処分羽数報告（第 クール、 班 ）

対象家畜・方法： 鶏

ステージ(鶏)：（ 肉用鶏 、 採卵鶏 、 ひな ）

1袋当たりの羽数

10羽

鶏舎番号： （ 作業中 、 殺処分完了 ）

記録者：所属 氏名

提出日時： 月 日 時 分

正	1正	1正	2正	2正
3正	3正	4正	4正	5正
55	60	65	70	75
80	85	90	95	100
105	110	115	120	125
130	135	140	145	150
155	160	165	170	175
180	185	190	195	200
		羽数		

殺処分班長確認（氏名、農場防疫責任者への報告日時）：

実施方法

- 1袋当たりの羽数は、10羽。
- (作業中、殺処分中)の項目については、提出時当該鶏舎の殺処分が途中であれば「作業中」、終了していれば「殺処分完了」を「○」で囲んでください。
- 鶏収容のポリ袋1包みを1として正の字(1マスに正の字1つ)で記録のこと。最後の1袋に満たない羽数は、記入最終欄に数値を記載のこと。
- ひとクール(概ね1時間)毎に班長へ提出(指示があります)のこと。
- 鶏舎毎に作成、別の鶏舎に移動する場合は、新しい用紙に記録のこと。

特記事項

【殺処分羽数報告票】

（農場防疫責任者が記入）

殺処分羽数報告

クール	作業時間	殺処分羽数 (羽 / 時間)	累計殺処分羽数	確認者
1	1 時間			
	2 時間			
	3 時間			
	4 時間			
2	1 時間			
	2 時間			
	3 時間			
	4 時間			
3	1 時間			
	2 時間			
	3 時間			
	4 時間			
4	1 時間			
	2 時間			
	3 時間			
	4 時間			
5	1 時間			
	2 時間			
	3 時間			
	4 時間			
6	1 時間			
	2 時間			
	3 時間			
	4 時間			

特記事項

【清掃消毒報告票】

（農場防疫責任者が記入）

清掃・消毒作業進捗状況報告

確認日時： 月 日 :

鶏舎 No.	作業状況
	清掃前・清掃中・清掃完了・消毒中・消毒完了
	清掃前・清掃中・清掃完了・消毒中・消毒完了
	清掃前・清掃中・清掃完了・消毒中・消毒完了
	清掃前・清掃中・清掃完了・消毒中・消毒完了
	清掃前・清掃中・清掃完了・消毒中・消毒完了
	清掃前・清掃中・清掃完了・消毒中・消毒完了
	清掃前・清掃中・清掃完了・消毒中・消毒完了
	清掃前・清掃中・清掃完了・消毒中・消毒完了
	清掃前・清掃中・清掃完了・消毒中・消毒完了
	清掃前・清掃中・清掃完了・消毒中・消毒完了

特記事項

【汚染物品（鶏卵）報告票】

（農場防疫責任者が記入）

汚染物品（鶏卵）報告

確認日時： 月 日 :

鶏舎 No.	鶏卵個数	鶏卵重量
1	個	kg
2	個	kg
3	個	kg
4	個	kg
5	個	kg
6	個	kg
7	個	kg
8	個	kg
9	個	kg
10	個	kg

鶏卵は個数を数える若しくは重量を測ること。

【汚染物品（飼料）報告票】

（農場防疫責任者が記入）

汚染物品（飼料）報告

確認日時： 月 日 :

鶏舎 No.	タンク	紙袋
1	t	袋
2	t	袋
3	t	袋
4	t	袋
5	t	袋
6	t	袋
7	t	袋
8	t	袋
9	t	袋
10	t	袋

紙袋は20kgを想定

【汚染物品（その他）報告票】

（農場防疫責任者が記入）

汚染物品（その他）報告

確認日時： 月 日 :

鶏舎 No.	物品名	物品名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

第5 埋却作業

原則として、患畜及び疑似患畜判定後、殺処分を24時間以内に、埋却を含めた初動防疫作業を72時間以内に完了する。

1 組織体制

役割	所属	人員数	主な内容
土木班長	土地改良課	2名	掘削・埋却等の工事作業管理
衛生班長	家保	1名	埋却地内の衛生管理、車両消毒係への指示。
現場管理係	建設業協会	1名	土木班長とともに掘削・埋却等の工事作業管理
掘削係	建設業協会	4～6名	掘削・埋却に関する作業
搬出積込係	建設業協会	3名	農場における汚染物品の積込運搬
埋却補助係	振興局	4名	埋却溝シート張り、埋却補助、消石灰散布
車両消毒係	振興局	2名	

土地改良課2名は、県北独自ルール。（県マニュアルでは1名）

記載の人数は参考であり、先遣隊の事前調査結果を踏まえて決定する。（建設業協会の意見を十分に取り入れる。）

埋却補助、車両消毒係については、埋却作業開始後の作業となるため、概ね防疫作業開始から8時間後（第3クール以降）からの動員となる。

埋却地が農場内にある場合は、車両消毒係は不要。

埋却補助係、車両消毒係は4時間作業で交代

【留意事項】

- ・責任者・班長・情報連絡員は必ずビブスを着用する。
- ・説明時に声が聞こえるように拡声器を準備する。
- ・埋却地での作業は、危険が伴うため、安全面に配慮し、作業者には必ずヘルメットを着用させるようにする。
- ・休憩時間の取り方は、作業開始前に土木班長と建設業協会の管理係等と打ち合わせを行い決定しておく。
- ・埋却作業に当る建設業協会作業者の食事休憩は、農場拠点に設置したコンテナハウス又はテント内でとるように誘導すること。
- ・埋却地が農場内にあり、農場拠点が農場から離れている場合は、農場隣接エリアに簡易テントやトイレを設置し、建設業協会作業従事者の休憩場所とする。

2 埋却作業の流れ

先遣隊調査

- ・土地改良課と建設業協会は、埋却地を確認し、埋却作業工程の作成（目安）、必要重機、必要人員（概ね 3 日間）を算出する。調査結果については、現地防疫対策本部に報告する。

動員及び支援要請

- ・先遣隊調査の結果を受け、土地改良課は建設業協会に動員要請及び緊急支援要請を行う。（「埋却地班動員要請書」、「緊急支援要請書」）
- ・建設業協会は、動員者名簿（「埋却地班動員要請書（別紙様式）」）、重機等の確保状況を「埋却作業に必要な人員・重機・資材等一覧及び準備状況一覧表」で土地改良課に報告する。

重機搬入

- ・建設業協会は、埋却作業に必要な重機を埋却地へ搬入する。退出する際は農場出入り口に設置してある消毒設備で車両を消毒すること。

埋却作業従事者集合

- ・一般動員者を除く埋却作業従事者（建設業協会）は、原則として、防疫作業従事者と同じ集合時間する。
- ・後方支援センターから埋却地拠点までは、振興局（土地改良課）が準備する専用の車両（レンタカー又は局供用車）で移動する。
- ・運転士は農林部職員（土地改良課、林業課、森林土木課）2～3名で対応。

掘削開始（試掘・本掘削）

- ・土木班長指示のもと掘削開始。
- ・衛生班長は、掘削終了予定時間を現地防疫対策本部に報告する（終了予定の概ね 3 時間前までに）

埋却溝への石灰散布（1回目）

- ・建設業協会は、重機（バックホウ）を用いて、埋却溝に消石灰を 1 kg/m^2 を目安に散布する。

ブルーシートの設置

- ・建設業協会と埋却補助係が協力して行う。
- ・埋却補助係を動員しない場合は、衛生班長と農場防疫責任者が協議し、必要に応じて、農場の防疫作業従事者から必要人数を動員する。

埋却溝への石灰散布（２回目）

- ・建設業協会は、ブルーシート上に石灰を 1 kg/m^2 を目安に散布する。

殺処分家きん・汚染物品の搬入・投入

- ・建設業協会は、重機（フォークリフト、バックホウ）を用いて、ダンプカーにフレコンバッグを積み込む
- ・積込は、農場の搬出積込係が行う。
- ・埋却地が農場敷地外の場合は、農場から退出するときに農場の車両消毒係が車両消毒を実施する。
- ・建設業協会は、バックホウにより汚染物品の入れたフレコンバッグ（目安 1 m^3 ）を埋却溝に投入。
- ・投入に当たっては、埋却構内に降り、玉掛技能有資格者の指示のもと、投入の補助を行う。

埋却溝への石灰散布（３回目）

- ・建設業協会は、フレコンバッグ投入後、重機を利用して、 1 kg/m^2 を目安に石灰散布。

埋め戻し

- ・建設業協会は、石灰散布後、ブルーシートや杭等を埋却溝に投げ入れ、フレコンバッグのうえに 1 m 以上の覆土となるよう埋め戻す。

埋却地全体への石灰散布（４回目）

- ・建設業協会は、埋め戻し後、埋却地全体に重機を利用して、 1 kg/m^2 を目安に石灰散布。

立入禁止看板の設置

- ・家保は、家畜伝染病予防法第 24 条、同法施行規則第 32 条に基づき、埋却年月日、3 年間発掘禁止である旨を明記した看板を準備し、建設業協会に設置を指示する。なお、埋却場所特定のため、埋却溝の四隅に標柱（杭等）を設置する。

告

当地は、家畜伝染病予防法第 24 条の規定に基づき、下記の通り発掘を禁じます。

【病名】高病原性鳥インフルエンザ

【家畜の種類】 鶏

【埋却年月日】〇〇年〇〇月〇〇日

【発掘禁止期間】上記埋却年月日から 3 年間

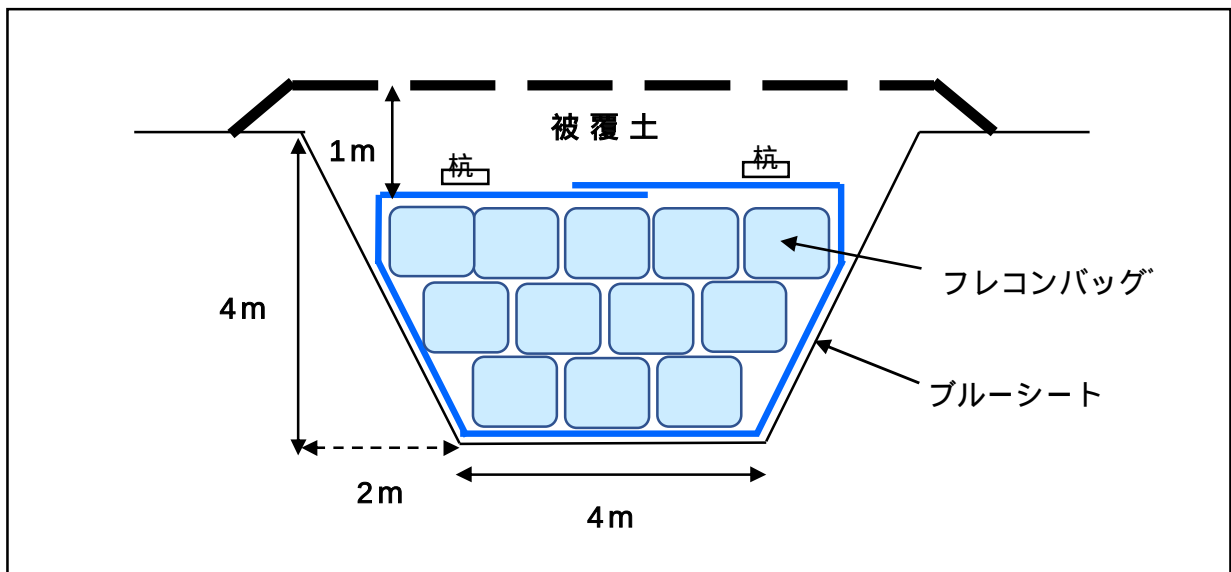
〇〇年〇〇月〇〇日

県北家畜保健衛生所

埋却終了

- ・埋却作業終了後、建設業協会は、土地改良課に対し、緊急支援完了届を提出する。

3 埋却溝



(1) 勾配

- ・原則として、のり面は 5 分勾配とする。(建設業協会は、土質などの現場条件を考慮して勾配を検討。)

(2) 深さ

- ・基本は、4m。最低でも 2m 必要。

(2) 埋却溝の長さ

- ・埋却量については、飼養羽数や敷料、堆肥の堆積量から埋却溝の長さを算

出する。事前に農場毎に算出することが望ましい。

【参考】

- ・フレコンバッグ1袋（約1 m³）に150羽の殺処分鶏
- ・1m幅でフレコンバッグを3段に12袋積み

長崎県建設業協会○○支部長 様

県北振興局長
(鳥インフルエンザ現地総合対策本部長)

鳥インフルエンザ防疫作業に係る動員要請について

本日確認された、県北振興局管内農家における鳥インフルエンザ簡易検査陽性事例について、先遣隊調査の結果、下記のとおり必要人員及び必要重機数を算定しましたので、「家畜伝染病に係る防疫措置支援活動(社会貢献)に関する協定書」(H22.12.7変更協定)に基づく、「緊急作業出動要請書」を添付し動員要請を行います。

なお、動員者については、添付の様式でFAXにて担当まで報告願います。

記

1 作業予定日時

令和○年○月○日○時○分～○月○日○時○分(1クール8時間、○クール)

2 作業予定場所

発生農場(○○市○○町○番地)及び埋却地(○○市○○町○番地)

3 必要人員数(名)

担当作業	1クール	2クール	3クール	4クール	5クール	6クール	7クール	8クール	9クール
現場管理者									
バックホウオペレーター									
玉掛技能者									
ダンプトラック運転手									
ホイルローダーオペレーター									
フォークリフトオペレーター									
埋却補助									

4 必要重機数(台)

重機の種類	合計		埋却地		農場	
バックホウ(0.8m ³)	0	台		台		台
バックホウ(0.45m ³)	0	台		台		台
ダンプトラック	0	台		台		台
ホイルローダー	0	台		台		台
フォークリフト	0	台		台		台

報告先 県北振興局農林部土地改良課 担当：○○

TEL 0956-23-7850 FAX 0956-23-7835

e-mail: s11110@pref.nagasaki.lg.jp

埋却地班動員要請書（別紙様式）【建設業協会→土地改良課】

鳥インフルエンザ防疫作業に係る動員者名簿の報告について（埋却作業）

県北振興局土地改良課 あて
Fax：0956-23-7835

報告者所属・氏名 _____
提出日時 _____ 月 日 時 分

<動員者名簿（埋却）>

No	クール	所属	氏名	年齢	家さん飼養の有無	備考
1	1					現場管理者
2	1					特殊車輛運転士
3	1					玉掛け技能者
4	1					
5	1					
6	1					
7	1					
8	2					
9	2					
10	2					
11	2					
12	2					
13	2					
14	2					
15	3					
16	3					
17	3					
18	3					
19	3					
20	3					
21	3					
(例)		県北建設㈱	県北太郎	49	無	特殊車両運転士

第1クール（8h）の名簿を優先作成・報告し、その後第2、3クール（16h、24h）を作成し報告のこと。

緊急作業出動要請書

令和 年 月 日

建設業協会〇〇支部長様

長崎県県北振興局長

家畜伝染病に係る防疫措置支援活動に関する協定書第4条の規定により、次のとおり緊急作業の出動を要請します。なお、現地での作業内容については担当職員の指示に従って下さい。

[illegible]

県北振興局 → 建設業協会○○支部
 (月 日 時 分) (月 日 時 分)

緊急作業完了届

令和 年 月 日

県北振興局長 様

(課)

家畜伝染病に係る防疫措置支援活動に関する協定書第6条の規定により、次のとおり緊急作業が完了したので報告します。

作 業 実 施 者	会社名 _____ 担当者名 _____ (TEL _____ FAX _____)
作 業 期 間	平成 年 月 日 時 分 ~ 平成 年 月 日 時 分
作 業 箇 所 及 び 作 業 内 容 (機材・車両・ 人員等)	市 町 番地 付近 埋却作業 市 町 番地 付近 消毒ポイントにおける作業

会 員 → 幹事社
(月 日 時 分) (月 日 時 分) { 建設業協会〇〇支部
県北振興局

■埋却作業に必要な人員・重機・資材等一覧及び準備状況一覧表

年 月 日 時 分現在手配状況

区分	対策班	作業内容	標準必要数量 (飼養1万羽規模) (16h)	動員 要請 数量	動員調手配結果				準備	備考
					1班	2班	3班	4班		
人員	埋却地班(埋却地総括)	現地防疫対策本部との連絡調整、全体管理	1人/8h × 2						県家保	
	先遣隊 埋却地班(現場管理係)	現場管理B(埋却地外業)	1人/8h × 2						県土改課	
	埋却地班(現場管理係)	現場管理C(埋却地外業)	(1人/8h × 2)						県土改課	
	埋却地班(車両消毒係)	埋却地出入り作業員及び車両消毒	2人/8h × 2						県他課	
	埋却地班(現場管理)	埋却地選定・重機搬入検討 埋却作業現場管理	1人/8h × 2						建設協会	
	発生農場(搬出積込係)	発生農場～埋却地への積み込み運搬	3人/8h × 2	(人 班)					建設協会	積込バックホウOP1、玉掛1、ダンプトラックOP1
	埋却地班(埋却係)	埋却溝掘削、死体吊降・埋却・埋戻	2人×2班 /8h × 2	(人 班)					建設協会	バックホウOP2、玉掛2
	埋却地班(埋却補助・消毒係)	埋却溝シート張、埋却補助、消石灰散布	6人×2班 /8h × 2	(人 班)					県他課	
	計		50 人							

区分	名 称	規 格	標準必要数量 (飼養1万羽規模)	今回資材 必要数量	資材調達結果	準備	備考
重機	バックホウ	0.8m3	2 台			建設協会	掘削、吊下げ用
	バックホウ	0.45m3	1 台			建設協会	農場での積込用
	ダンプトラック	4トン以上	1 台			建設協会	
資材	木槌・ハンマー	木杭打設用	3 個			建設協会	
	鎌・カッターナイフ	ロープ切断用	3 個			建設協会	
	はしご	5m程度	2 台			建設協会	
	投光器	夜間作業用	基			建設協会	必要に応じて
	防疫フェンス	H = 3.0m程度	m			建設協会	必要に応じて
	敷鉄板	軟弱地盤等	枚			建設協会	必要に応じて
	ブルーシート(埋却地用)	10m × 15m	7 枚			県	
	ブルーシート(トラック荷台)	10m × 10m	4 枚			県	トラック1台 * 4枚/台
	土嚢	シートの仮押さえ	100 袋			県	
	木杭	60cm × 4.2cm × 4.2cm	200 本			県	
	ロープ	丈夫なもの	300 m			県	
	消石灰(埋却地用)		5.5 t			県	
	フレコンバック		10 袋				
	埋却溝の長さ (底幅4m × 深さ4mの場合)		20 m				

第6 撤収作業

防疫措置完了後、農場、農場（埋却地）拠点、後方支援センターの撤収作業を速やかに実施する。ただし、防疫措置完了時間が遅い場合は、翌日に撤収作業を開始する。

1 組織体制

撤収については、県北振興局で行うこととし、市町からの動員は行わない。

2 作業

（１）器具・機材の消毒・積み込み

- ・農場で使用した資材については動噴で洗浄・消毒後、搬出車両に積み込む。

（２）炭酸ガスボンベ回収・分別

- ・炭酸ガスボンベの回収と未使用と使用済みボンベを分別する。
- ・業者がボンベを回収する際に家保職員が立ち会う。

（３）リース資材の回収

- ・リース資材とそれ以外の資材を仕分ける。農場で用いた資材は消毒する。
- ・リース業者が資材を回収する際に家保又は北部地域普及課職員が立ち会う。

（４）予備資材の回収・積込

- ・本部と鶏舎作業用の予備資材を回収しトラックに積み込む。

（５）農場内で使用した重機の搬出

- ・重機を搬出する前に、建設業協会が動噴で消毒を実施する。
- ・消毒の際は家保職員が立ち会う。

（６）場内の最終確認係

- ・鶏舎内、場内を巡回し、ケージ内に取り残した鶏がないか等の確認を行い、放置された機材や資材等があれば回収する。

（７）農場等で使用した防護服等の処分

- ・農場拠点や後方支援センターで回収した使用後の防護服等は、ビニール袋に入れ、ビニール袋の表面を消毒した上でフレコンバッグへ収容する。フレコンバッグは封をして表面を消毒した上で産業廃棄物として業者へ委託処理を行う。

第7 発生状況（清浄性）確認検査業務

発生農場周辺の清浄性を確認するため、移動制限及び搬出制限区域において臨床検査とウイルス検査を実施する。

県北地域においては、発生状況確認検査対象農場は最大1農場であることから、立入検査については、家畜防疫員だけで対応することとする。

1 立入検査体制

立入検査班員	家畜防疫員 1名（町内待機、他業務と兼務可）
--------	------------------------

2 検査

（1）発生状況確認検査

患畜又は疑似患畜決定後、原則として24時間以内に移動制限区域（発生農場を中心とした3km）内の農場（家きん100羽以上（だちょうは10羽以上）使用する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査、ウイルス分離及び血清抗体検査を行う。

低病原性鳥インフルエンザの場合は移動及び搬出制限区域（発生農場を中心とした5km）内の農場を検査対象とする。

（2）清浄性確認検査

当該移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に（1）の発生状況確認検査と同様の検査（清浄性確認検査）を実施。

3 作業手順

対象農場のリストアップ

- ・家保は、簡易検査要請後、「初動防疫報告票2」に基づき、検査対象農場をリストアップし、県防疫対策本部に報告する。

対象農場への連絡

- ・家保は、速やかに検査スケジュールを決定し、農場に対し検査日の前日までに検査日程を電話連絡し、必ず対応してもらうよう検査の概要も含めて説明する。

検査

臨床検査

- ・家畜防疫員は、「農場調査票（鳥インフルエンザ）」に基づき、家きん所有者から聞き取りを行う。
- ・家畜防疫員は、鶏舎に立ち入り、異常の有無を確認。
- ・臨床症状等に異常が認められた場合は、現地防疫対策本部（家保）に連絡。

血液及びスワブの採材

- ・家畜防疫員等は、血液及び気管・クロアカスワブを採材。「鳥インフルエンザ採材リスト」を作成。
- ・気管スワブ及びクロアカスワブについては、家きん舎毎に5羽（ ）を対象に、ウイルス分離検査の検体として採材。
- ・血液は、家きん舎毎に生きた家きん5羽を対象に、血清抗体検査の検体として採材。

高病原性鳥インフルエンザでは3羽は死亡鳥（死亡家きんがいない場合は、何らかの臨床症状を示す家きん）とし、健康な家きんしか認められない場合は、健康な家きんから採材。

【留意事項】

- ・発生農場の防疫措置に従事した日から少なくとも7日を経過していない者は、疫学調査及び発生状況確認検査において、農場に立ち入らないものとする。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセーフセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、3日まで短縮できるものとする。
- ・立入用車両は農場外で駐車し、採材後農場外に持ち出した検査資材等は検査員が消毒し、ビニール袋に入れて密封、袋の外側を消毒した上で車内に持込むこと。
また、立入者の衣服・長靴、手指等については携帯用噴霧器で十分に消毒すること。
- ・立入検査員は当該農場の家きんに臨床症状で異常が確認された場合、当該家きんが患畜及び疑似患畜のいずれにもあたらないことが確認されるまで、他の農場に立入らないこと。
- ・家保は、検査の事前準備、採材及び搬入について、中央家保検査課が示す手順に沿って行うこと。

検体搬送

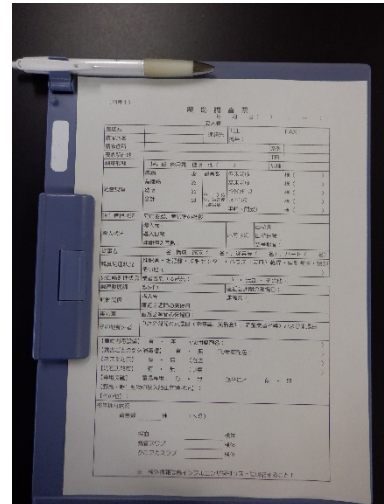
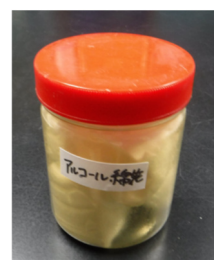
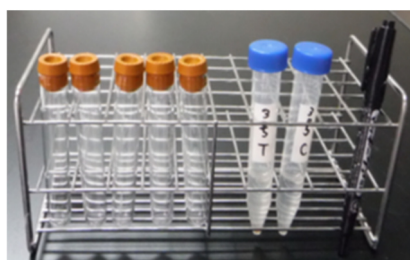
- ・家保は、検査材料を中央家保に搬送するため、検体搬送を吉井庁舎に依頼する。

4 必要資材等

- ・防疫資材：作業服、長靴、防疫服、ブーツカバー、ディスポキャップ、ディスポ手袋、ディスポマスク
- ・記録資材：バインダー、筆記用具、農場調査票（鳥インフルエンザ）、鳥インフルエンザ採材リスト
- ・消毒資材：バケツ、携帯用噴霧器、消毒薬（パコマ）
消毒薬は、搬送前に調整し携帯用噴霧器に注入する。
- ・検査資材：真空採血管、針付注射器、綿棒大小2種類、PBS入遠沈管、ハサミ、ピンセット、アルコール綿花、試験管立て、マジック、針入れ、ゴミ入れ、ビニール袋、資材用カゴ

【検査資材一覧】

- ・真空採血管
- ・針付注射器（2.5ml）
- ・綿棒大小2種類
- ・PBS入遠沈管
- ・アルコール綿花
- ・ハサミ
- ・ピンセット
- ・試験管立て
- ・マジック
- ・ビニール袋（小）
- ・資材用カゴ
- ・農場調査票（画板）
- ・採材リスト
- ・死亡家きん確認報告
- ・農家指導用リーフレット
- ・筆記用具



農場調査票（鳥インフルエンザ）

年 月 日（ ）： ～ ：
立入者

農場名			連絡先	TEL：	FAX：
農家氏名				携帯：	
農家住所				系列	
農家所在地				TEL	
飼養形態	採卵鶏 肉用鶏 種鶏 他（ ）			品種	
経営規模	成鶏	羽	鶏舎数 （ ）内 は、現在使 用鶏舎数	低床開放	棟（ ）
	育雛鶏	羽		高床開放	棟（ ）
	幼鶏	羽		セミウインドレス	棟（ ）
	合計	羽		ウインドレス	棟（ ）
				平飼（開放）	棟（ ）
衛生管理状況	死亡羽数、産卵率の推移				
導入状況	導入元：			出荷状況	出荷先：
	導入日齢：				出荷日齢：
	年間導入回数：				空舎期間：
従事者	名	構成：家族（ 名）、従業員（ 名）、パート（ 名）			
鶏糞処理状況	堆肥舎・堆肥盤・堆肥センター・ハウス（天日）乾燥・強制攪拌・焼却 その他（ ）				
死亡鶏処理状況	業者委託（委託先： ）・焼却・その他（ ）				
関連獣医師	獣医師：			直近3週間の来場日：	
飼料関係	購入先：			運搬会社：	
	直近3週間の来場日：				
集卵車	直近3週間の来場日：				
その他部外者	直近3週間の来場日（指導員、薬品会社、宅配業者名等）および来場日				
【車両消毒設備】 有 ・ 無 （使用薬剤名： ） 【鶏舎ごとの踏込消毒槽】 有 ・ 無 （使用薬剤名： ） 【ネズミ対策】 有 ・ 無 （方法： ） 【消石灰散布】 有 ・ 無 （頻度： ） 【専用長靴】 農場専用： 有 ・ 無 鶏舎ごと： 有 ・ 無 【野鳥・野生動物の侵入防止対策状況】： 【その他】：					
検体採材状況 鶏舎数 _____ 棟 （×5） 採血 _____ 検体 気管スワブ _____ 検体 クロアカスワブ _____ 検体 検体情報は鳥インフルエンザ採材リストに明記すること！					

鳥インフルエンザ採材リスト

No. /

家保名		採材年月日	
農場名		採材者	

1 検体確認リスト

家き ん舎 名	家き ん舎 No.	気管スワブ		クロアカスワブ		状態		血液		日齢	出荷 予定日	状態
		検体 No.	チェック	検体No.	チェック			検体 No.	チェック			
	1	キ1		ク1		生・死		1-1				生
						生・死		1-2				生
						生・死		1-3				生
						生		1-4				生
						生		1-5				生
	2	キ2		ク2		生・死		2-1				生
						生・死		2-2				生
						生・死		2-3				生
						生		2-4				生
						生		2-5				生
	3	キ3		ク3		生・死		3-1				生
						生・死		3-2				生
						生・死		3-3				生
						生		3-4				生
						生		3-5				生
	4	キ4		ク4		生・死		4-1				生
						生・死		4-2				生
						生・死		4-3				生
						生		4-4				生
						生		4-5				生
	5	キ5		ク5		生・死		5-1				生
						生・死		5-2				生
						生・死		5-3				生
						生		5-4				生
						生		5-5				生

○採材時の注意点

- 「家きん舎名」には農場で識別している家きん舎番号等を記載すること。
- 気管スワブ及びクロアカスワブは、家きん舎毎に5羽採材（うち3羽は死亡家きん、衰弱家きんを優先）する。
- 1羽につき2本の細綿棒で、気管、クロアカ毎にスワブを採材し、5羽分をそれぞれ1本のPBS入チューブに入れる。
- 血液は、家きん舎毎に生きた家きん5羽から採材する（スワブを採材した個体でなくてもよい）。
- 1羽ごとに採材した材料にチェックを付け、日齢および生死の別を記載する。
- 1農場につき、リストが複数になる場合には、右上にNoを記入のこと。
（1枚の場合は1/1、2枚にわたる場合は1/2、2/2と記載）

2 その他の確認事項

- ・NDワクチン接種日齢： _____ 日齢
- ・家きん舎配置、家きん舎No.を図示し、採材場所を記入してください。